



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

国民年金保険料の免除・猶予制度について

一定の条件に該当する下表の対象者の場合、保険料の免除や猶予を受けることができます。保険料を納付できない場合は、お問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、国民年金保険料免除・納付猶予制度、学生納付特例制度、産前産後期間免除制度をマイナポータルでも申請できますので、ご利用ください。



マイナポータルログイン

— 手続きに必要なもの(共通) —

- 本人確認できるもの
運転免許証やマイナンバーカードなど
 - 基礎年金番号が確認できるもの
基礎年金番号通知書など
- ※マイナンバーを記入する場合は、マイナンバーカードや通知カード

制度名	対象者	必要なもの
保険料免除制度 (過去2年1カ月さかのぼって申請可能)	所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下や失業した方	雇用保険受給資格者証の写し または離職票の写し
納付猶予制度 (過去2年1カ月さかのぼって申請可能)	20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の方	雇用保険受給資格者証の写し または離職票の写し
学生納付特例制度 (在学中の保険料の納付猶予)	大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校※に在籍する20歳以上の学生などで、ご本人の前年所得が基準以下の方 ※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程がある学校	在学証明書または学生証の写し
産前産後期間免除制度 (出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料免除)	出産日が平成31年2月1日以降の方 (任意加入をされている方は、対象外です)	母子健康手帳または出生証明書
新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする保険料免除 (令和4年7月分から令和5年6月分まで。学生は令和4年4月分から令和5年3月分まで)	次の①②をいずれも満たした方 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われたなど、収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること	所得の申立書(簡易な所得見込額を記入するものです。様式は役場または各支所で交付します)

《広告》

小笠原内科消化器科クリニック

医師 小笠原 実(院長)

〒049-1454 松前郡福島町字館崎350番地27 TEL:0139-48-5231 FAX:0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・放射線科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	訪問診療	○	○	△

*第2、第4土曜日は休診

*受付時間は 8:00～12:00
13:30～16:30

※今月の日曜当番医は8月18日(診療時間 9:00～15:00)